

平成十八年政令第二百三十七号

コング民...共和国国際平和協力隊の設置等
に関する政令

内閣は、国際連合平和維持活動等に対する協力
に関する法律（平成四年法律第七十九号）第五条
第八項、第十六条第二項及び第十九条の規定に基
づき、この政令を制定する。

（国際平和協力隊の設置）

第一条 国際平和協力本部に、コング民...共和国
における国際的な選挙監視活動のため、国際連
合平和維持活動等に対する協力に関する法律
(以下「法」という。) 第三条第三号トに掲げる
業務に係る国際平和協力業務及び法第四条第二
項第三号に掲げる事務を行う組織として、平成
十八年十一月三十日までの間、コング民...共和
国国際平和協力隊（以下「協力隊」という。）
を置く。

第二条 国際平和協力本部長は、協力隊の隊員のうち
一人を隊長として指名し、国際平和協力本部長
の定めるところにより隊務を掌理させる。
(国際平和協力手当)

第三条 コング民...共和国における国際的な選挙
監視活動のために実施される国際平和協力業務
に従事する協力隊の隊員に、この条の定めると
ころに従い、法第十六条第一項に規定する国際
平和協力手当（以下「手当」という。）を支給
する。

2 手当は、国際平和協力業務に従事した日一日
につき、一万円とする。

3 前項に定めるもののほか、手当の支給に関し
ては、一般職の職員の給与に関する法律（昭和
二十五年法律第九十五号）に基づく特殊勤務手
当の支給の例による。

（定員）

第三条 協力隊の隊員の法第十九条に規定する定
員は、三人とする。

この政令は、公布の日から施行する。

附
則